グループホームの制度施行時の基本的な性格

［精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル）］（平成元年６月　厚生省児童家庭局障害福祉課）抜粋

第一　総論

１～３（略）

４　グループホームの基本的性格

①（略）

②　グループホームは、地域社会で選択的に生きる知的障害者の生活の拠点であること。

③　グループホームは、施設を単に小型にしたというものではないこと。

④（略）

⑤　グループホームにおける入居者の日常生活は、指導・訓練的なものが最小限であり、管理性が排除されたものであること。

⑥（略）

第二　各論

４　グループホームに供する建物（住宅）

（１）住宅の条件

イ．グループホームとして使用する住宅は、原則として一般住宅地内に位置し、その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されていなければなりません。

ロ及びハ　（略）

注１０　グループホームの特色は、障害を持った人達が少人数で支え合って暮らすことにあります。

５　入居者

（１）及び（２）（略）

（３）入居者の人数

グループホームの入居者の人数は、４～５人を標準とします。（４人未満は認めません。６～７人でも世話人は１人です。）

グループホーム・ケアホームの利用建物の状況

グループホーム・ケアホームの共同生活住居の建物の形態は、戸建住宅が62.6%(9,589住居)、集合住宅が31.5%(4,825住居)、その他が5.9%(897住居)となっており、利用建物の面積は、275㎡未満が約9割(13,401住居)となっている。

また、共同生活住居のうち74,9%(11,443住居)が既存建物を活用しており、建物の所有関係をみると、賃貸の割合が71.0%(10,843住居)となっている。

建物形態

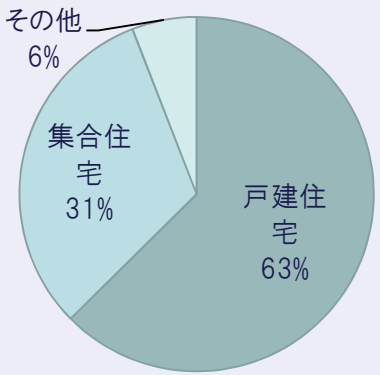

面積

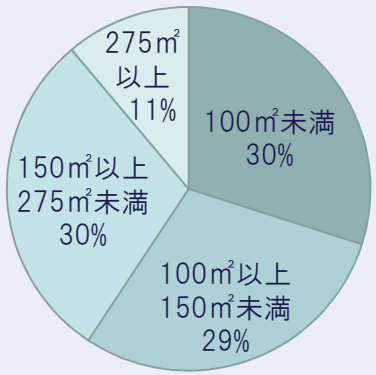

新築・既存建物活用の別

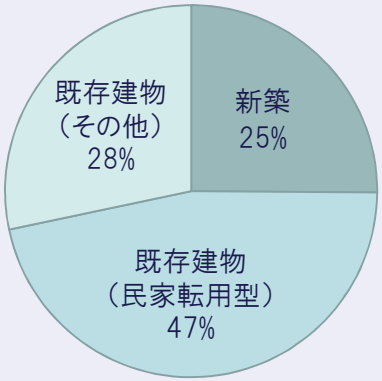

所有関係

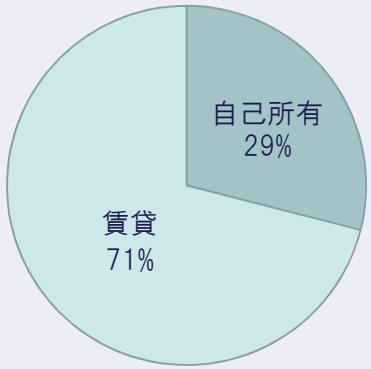

出典:「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査」(H25．２　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ)

ケアホームにおける個人単位のホームヘルプ利用の仕組み

ケアホームにおいては、原則として、ケアホーム事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例措置として**個人単位のホームヘルプ利用を認めている**。

【対象者】

・次のいずれかに該当する者

（１）障害程度区分４以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護の対象者

（２）障害程度区分４以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者

① ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。

② ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なホームヘルプ】

・上記（１）の対象者：居宅介護又は重度訪問介護

・上記（２）の対象者：居宅介護（身体介護に係るものに限る。）

【ケアホームの報酬】

・世話人の配置及び障害程度区分に応じ、報酬額を適用

（例）世話人配置６：１の場合

障害程度区分６の者で350単位／日

【ケアホームの人員配置基準】

・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を２分の１として算定。

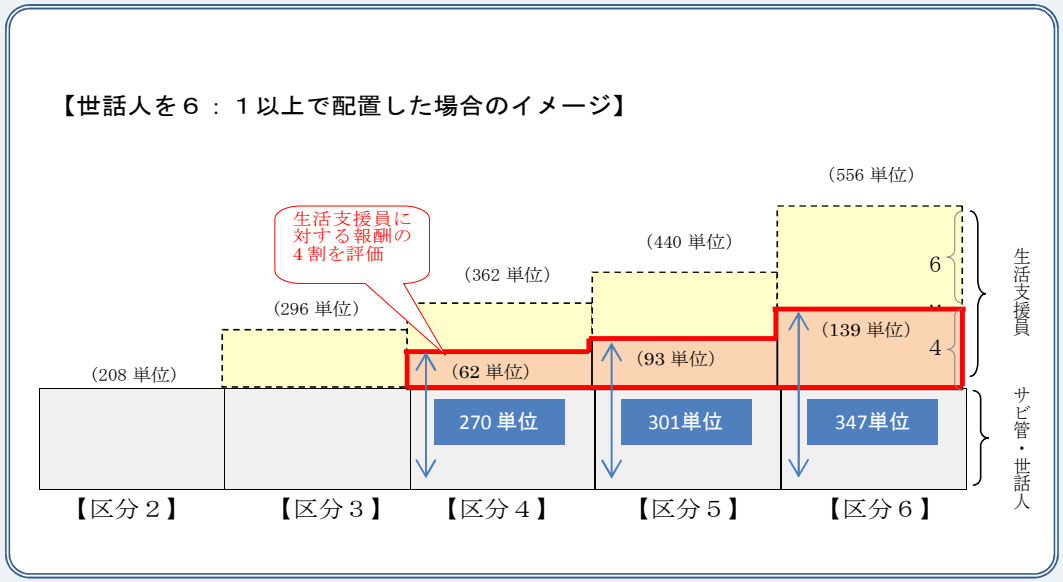

【報酬の算定状況】

	事業所数	利用者数
総　　数	４，３２９事業所	５５，３２１人
うち加算算定数	３０６事業所	１，２９６人
算 定 割 合	７．１％	２．３％

（出典）国保連速報データ（平成25年3月サービス提供分）

ケアホームの重度障害者支援加算の概要

（算定要件）

○　障害程度区分6以上であって、重度障害者等包括支援の対象となる者（※）が 2 人以上利用している場合であって、通常の介護体制に加えて、より手厚いサービスを提供した場合。

※　重度障害者等包括支援の対象

■　常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
→ 障害程度区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

類　型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー　・脊椎損傷 ・ALS　・遷延性意識障害　等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者　等
障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（※）である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害　等

（※）平成24年度報酬改定で従前の15点以上から要件緩和

（加算単価）

○　45単位/日（※）

（※）平成24年度報酬改定で従前の単価（26単位/日）を引き上げ

（算定状況）

	事業所数	利用者数
総　　数	４，３２９事業所	５５，３２１人
うち加算算定数	１４２事業所	１，４７９人
算 定 割 合	３．３％	２．７％

（出典）国保連速報データ（平成25年3月サービス提供分）

グループホーム・ケアホームの日中支援加算の概要

グループホーム等の利用者のうち、心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対して昼間の時間帯に支援を行った場合に加算を算定（3日目/月から算定）。

【報酬単価】 区分4以上‥539単位/区分3以下‥270単位

日中支援加算の算定状況

	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
グループホーム	836回	1,031回	1,841回	2,129回
ケアホーム	2,406回	3,444回	4,618回	5,587回

出典：国保連データ

日中の主な居所がケアホーム･グループホームの者

	いる	いない	無回答	N値
該当利用者数	90人	607人	68人	765人
構成割合	11.8%	79.3%	8.9%	100.0%

出典：サービス提供実態調査

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（抄）

（平成23年8月30日障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）

Ⅰ.障害者総合福祉法の骨格提言

４．支援（サービス）体系

Ｃ.支援体系を機能させるために必要な事項

４．グループホームでの生活を支える仕組み

【結論】

○　高齢化等により日中活動にかかる支援を利用することが困難であるか、又はそれを必要としない人が日中をグループホームで過ごすことができるように、支援体制の確保等、必要な措置を講じる。

グループホーム・ケアホームの夜間支援体制の状況

グループホーム、ケアホームにおいては、基準省令に基づき、夜勤職員の配置やバックアップ施設と連携すること等により夜間における利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制を確保している。

区分		全体	夜勤	宿直	住み込み職員	見回り対応	夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）	警備会社による対応	対応なし	無回答
全体		3,076	280	853	256	510	1,006	399	340	108
	%	－	9.1	27.7	8.3	16.6	32.7	13.0	11.1	3.5
住居形態	グループホーム	837	1.9	9.9	6.8	15.1	46.6	20.9	14.2	3.6
	ケアホーム	734	20.0	49.0	7.6	14.9	13.5	6.0	4.1	2.5
	グループホームとケアホームの両方	1,505	7.8	27.2	9.5	18.3	34.4	12.0	12.7	4.0

（出典） グループホーム（ケアホーム）全国基礎調査2009報告書（日本グループホーム学会）

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）　（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

（支援体制の確保）
第151条　指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、**他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない**。

※　グループホームについては、第213条において準用

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（抄）　（平成18年12月6日省発第1206001号）

第8の3（10）支援体制の確保（基準第151条）

指定共同生活介護事業所は、**サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため**、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、**支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したもの**である。

※　グループホームについては、第14の3(3)において準用

グループホーム・ケアホームの夜間支援体制加算等の概要

《グループホーム》

夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）

概　要

○　夜間及び深夜の時間帯に、警備会社との警備業務の委託契約等により、**防災体制を確保している場合**に加算を算定

加算単位

共同生活住居の入居者数

利用者数	加算単価（日）
4人以下	25単位
5人	20単位
6人	16単位
7人	14単位
8人以上	12単位

夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）

概　要

○　夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制･支援体制が適切に確保されていると認められる場合

10単位/日

《ケアホーム》

夜間支援体制加算（Ⅰ）

概　要

○　夜間及び深夜の時間帯に、利用者からの連絡に対応できる体制をとることとした上で、必要な職員を専任で配置するなど**夜間に介護等を行うための勤務体制を確保している場合**に加算を算定

加算単位

１人の夜間支援従事者が支援する利用者数

利用者数	加算単価（日）	利用者数	加算単価（日）
4人以下	314～107単位	11～13人	115～37単位
5人	273～98単位	14～16人	100～23単位
6人	238～89単位	17～20人	89～14単位
7人	216～75単位	21人以上	78～5単位
8～10人	171～59単位		

夜間支援体制加算（Ⅱ）

概　要

○　夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制･支援体制が適切に確保されていると認められる場合

10単位/日

夜間支援体制加算(Ⅰ)/夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の算定状況

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)（グループホーム）

○ 算定事業所数
1,577事業所(3,503事業所)

○ 算定利用者数
13,571人(26,408人)

○ 算定費用額(月)
0.7億円

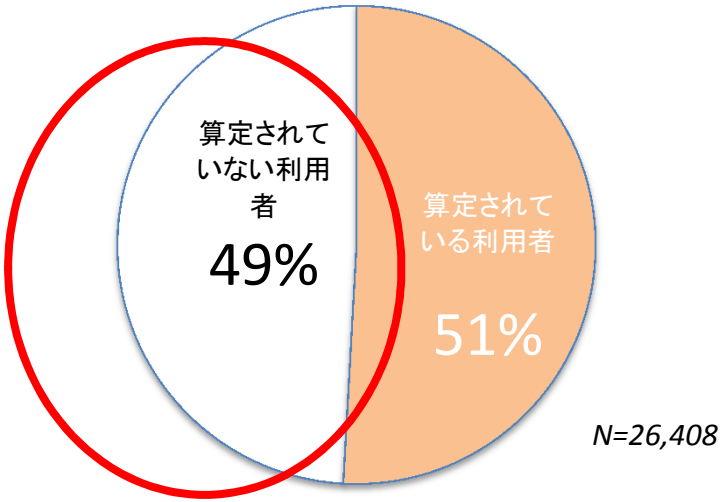

夜間支援体制加算(Ⅰ)（ケアホーム）

○ 算定事業所数(全事業所数)
4,125事業所(4,329事業所)

○ 算定利用者数
35,825人(55,321人)

○ 算定費用額(月)
12.0億円

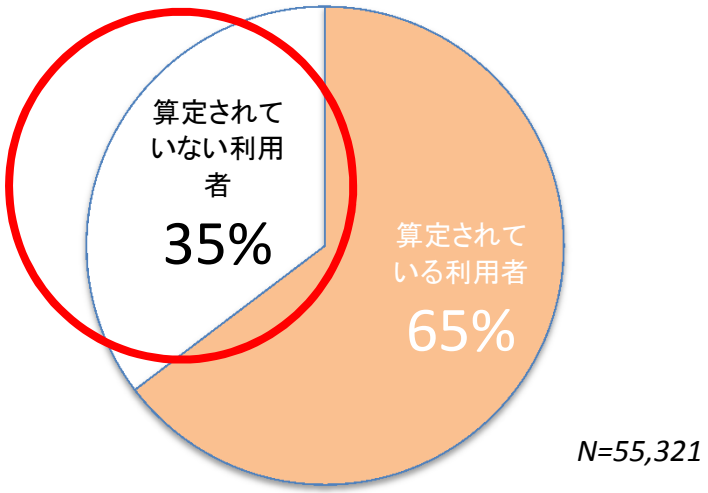

(出典)国保連速報データ(平成25年3月サービス提供分)

グループホーム・ケアホームにおける夜間の支援形態の状況

・ 夜間の支援形態については、「連絡体制の確保」を行っている共同生活住居の割合が最も高く72.2%（11,058住居）、次いで「宿直」が30.4%（4,656住居）となっている。一方、「夜勤」を配置している共同生活住居の割合は13.6%（2,088住居）となっている。
・ 重度（障害程度区分4以上）の入居者が8割を超える共同生活住居の夜間の支援形態は、「宿直」が最も多く1,057住居（60.3%）、「夜勤」を配置している共同生活住居についても、614住居（35.0%）となっている。

全ての共同生活住居

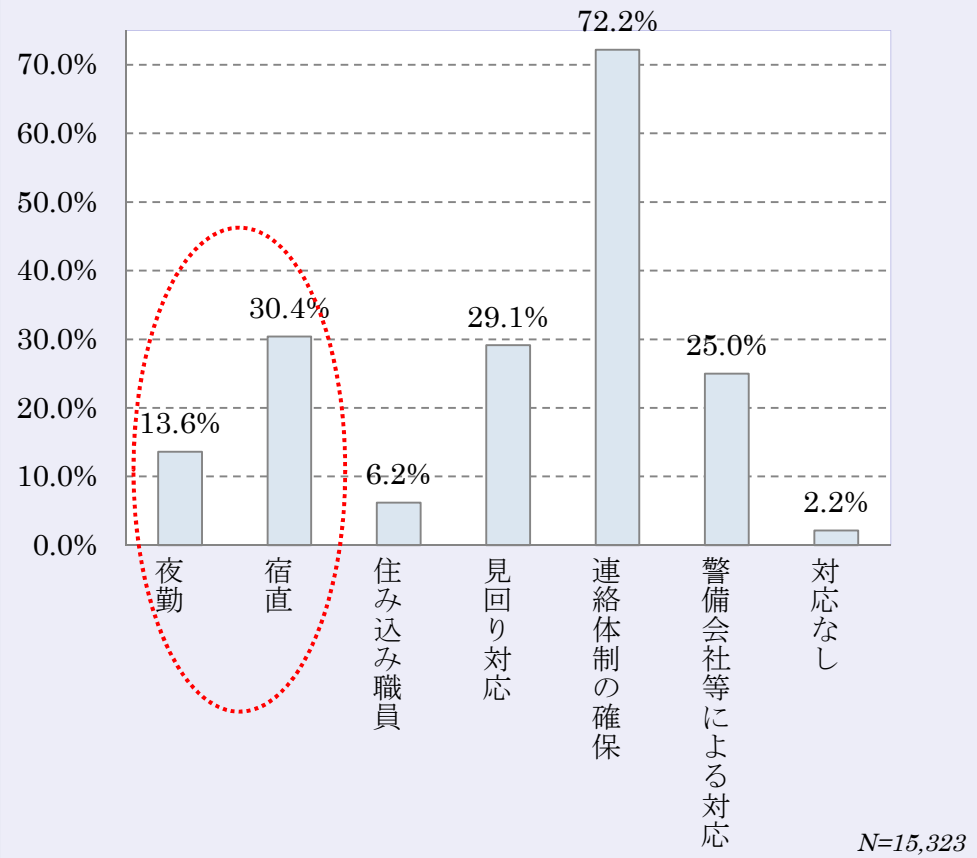

（参考）重度（障害程度区分４以上）の入居者が８割を超える共同生活住居の夜間の支援形態

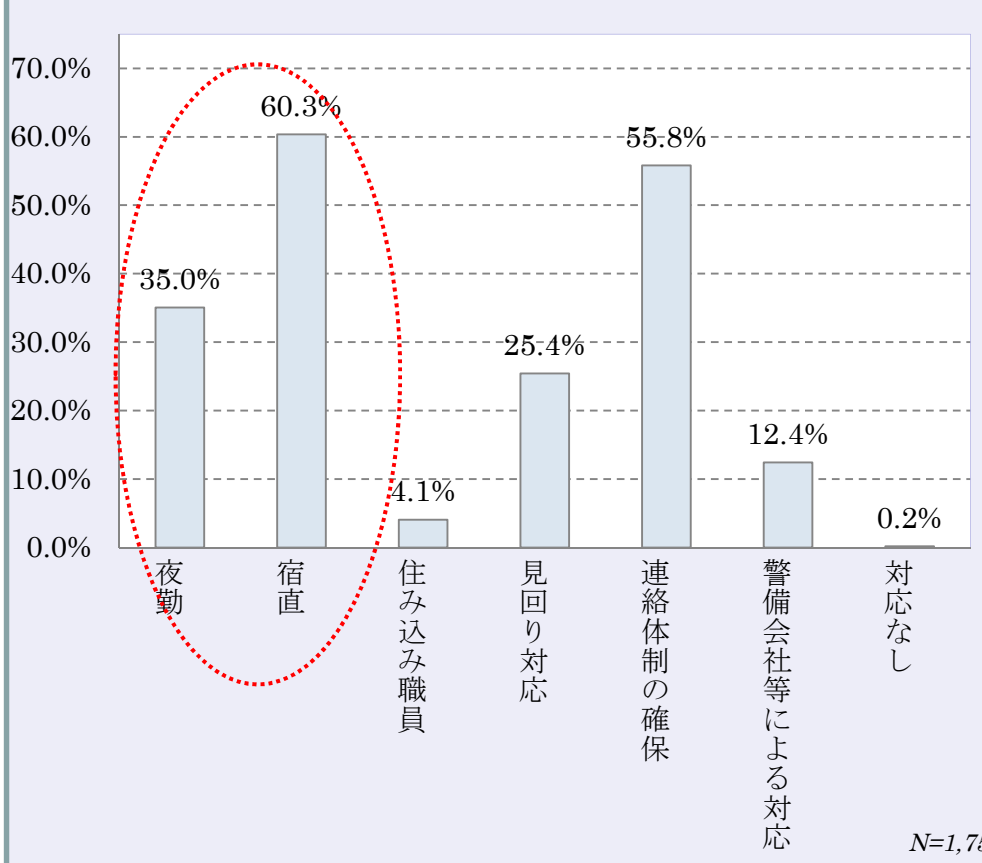

出典：「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査」（H25．２　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ）

グループホーム・ケアホームの共同生活住居ごとの入居者の状況

グループホーム･ケアホームの共同生活住居の入居者のうち、重度（障害程度区分4以上）の障害者が占める割合をみると、平均で25.2%となっている。
その分布をみると、入居者の半数以上が重度である共同生活住居は、全体の26.5%（4,070住居）となっており、1割未満の共同生活住居が53.4%（8,189住居）となっている。

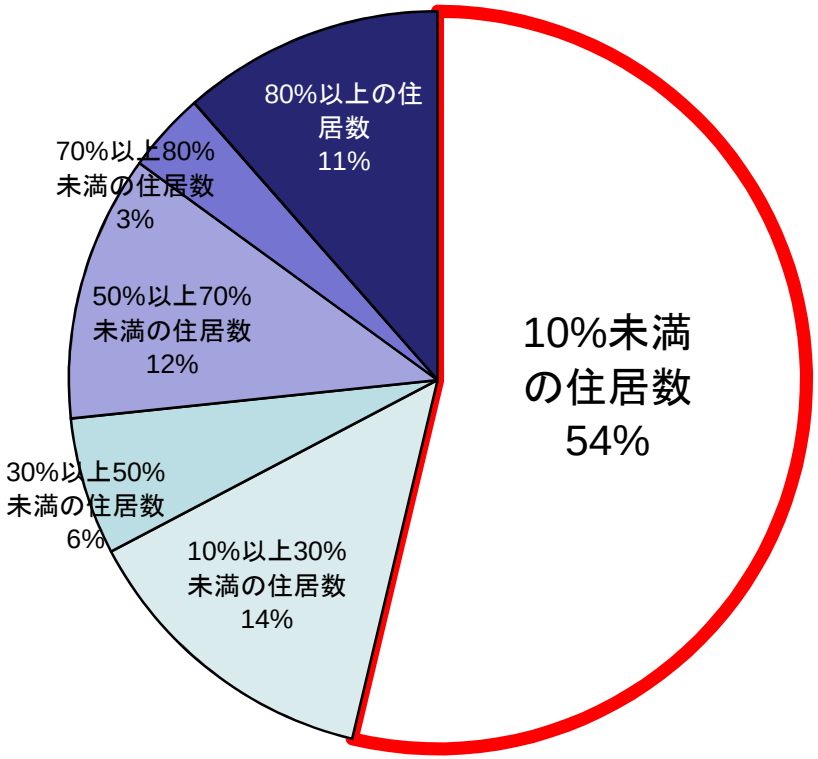

重度（障害程度区分4以上）の者の占める割合の平均　25.2%

重度（障害程度区分4以上）の障害者が占める割合	共同生活住居数	割合
10%未満の住居数	8,189	53.4%
10%以上30%未満の住居数	2,074	13.5%
30%以上50%未満の住居数	988	6.5%
50%以上70%未満の住居数	1,782	11.6%
70%以上80%未満の住居数	536	3.5%
80%以上の住居数	1,752	11.4%

出典：「障害者のグループホーム･ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査」（H25．２　厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部調べ）

グループホーム・ケアホーム利用者の医療サービス等の状況

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会の報告書によれば、グループホーム・ケアホームにおいて利用者が受けている医療等サービスをみるとそのほとんどが『投薬・服薬管理』となっている。

必要な医療的ケア	人数	構成割合
導尿・浣腸・摘便	５５人	１．４％
経管栄養・吸引	１１人	０．３％
気管切開の管理・人工呼吸器の管理	９人	０．２％
投薬・服薬管理	３，６４４人	９５．５％
胃ろうによる食事とその管理	８人	０．２％
糖尿によるインシュリン注射	５１人	１．３％
医療的ケアの必要な入居者数	３，８１６人	１００．０％

（出典） グループホーム（ケアホーム）全国基礎調査2009報告書（日本グループホーム学会）

（参考）現行の医療連携体制加算の概要

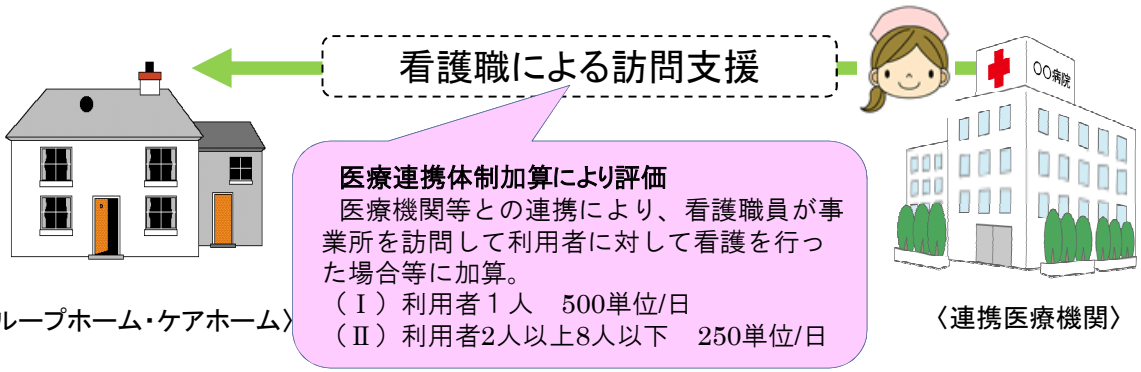

医療連携体制加算により評価
医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等に加算。
（Ⅰ）利用者１人　500単位/日
（Ⅱ）利用者2人以上8人以下　250単位/日

（加算の算定実績）

	グループホーム		ケアホーム	
	請求事業所数	請求利用者数	請求事業所数	請求利用者数
医療連携体制加算（Ⅰ）	21事業所	61人	22事業所	50人
医療連携体制加算（Ⅱ）	13事業所	86人	38事業所	332人

（出典）国保連速報データ（平成25年3月サービス提供分）